

派遣受入期間の延長（派遣先）

派遣先は、事業所ごとの業務について、派遣元事業主から3年を超える期間継続して派遣労働者を受け入れようとするときは、あらかじめ労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者（以下「過半数労働組合等」という。）に対して意見を聴かなければなりません。

※ 過半数労働組合等の意見を聴くことで派遣可能期間を延長できるとする趣旨は、派遣労働者の受け入れを一律に制限するのではなく、現場の実情等をよく把握している労使の判断に委ねることによる点にあります。

※ 派遣先は事業所ごとに、事業所単位の期間制限の抵触日の1か月前の日までに（意見聴取期間）に手続きを行わなければなりません。

※ 労働者の過半数を代表する者を選出する場合は、

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ② 派遣可能期間の延長に係る意見を聴取される者を選出する目的であることを明らかにして実施される投票、挙手の他、労働者の話し合い、持ち回り決議等の過半数が当該者の選任を指示していることが明確になる民主的な手続きにより選出された者であって、派遣先の意向に基づき選出されたものでないこと。

のいずれにも該当する者でなければなりません。

※ 派遣先は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。

※ 意見を聴取した過半数代表者が、使用者の指名等の民主的な方法により選出されたものではない場合、派遣先に意向に基づき選出された場合、派遣可能期間の延長手続のための代表者選出であることを明らかにせずに選出された場合、管理監督者である場合については、事実意見聴取が行われていないものと同視できることから、労働契約申込み見なし制度の適用があることに留意する必要があります。

※ 派遣を受け入れる前に意見聴取をすることや、複数回分の意見聴取をまとめて一度の意見聴取で3年を超える期間延長することはできません。

意見聴取手続きの流れ

1 意見聴取の際に、過半数労働組合等に次に掲げる事項を書面により通知する。

- ① 労働者派遣の受け入れをしようとする事業所その他派遣就業の場所
- ② 延長しようとする派遣期間

※ 意見を聴くに当たっては、実際に意見の取りまとめに要する期間を過半数労働組合等に確認する等十分な考慮期間を設けること。

※ 意見を聴くに当たっては、派遣先の事業所の業務について、当該業務に係る派遣労働者の受け入れ開始時（派遣可能期間を延長した場合は、当該延長時）から当該業務に従事した派遣労働者の数及び期間を定めずに雇用する労働者（正社員）の数の推移に関する資料、意見聴取の参考となる資料を過半数労働組合等に提供すること。

<意見聴取の例：過半数労働組合等への通知例>

令和 年 月 日

〇〇商事労働組合委員長（過半数代表者） 殿

株式会社〇〇商事 宮崎支店
支店長 〇〇〇〇

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知について

標記について、令和〇年〇月〇日以降継続して派遣労働者を受け入れているところですが、当事業所に係る事業所単位の派遣可能期間は、令和〇年〇月〇日となっております。

つきましては、派遣可能期間を延長して派遣労働者を受け入れるにあたり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 40 条の 2 第 4 項に基づき貴組合（貴代表者）から意見を求めますので、令和〇年〇月〇日までにご回答ください。

なお、期限までに回答がない場合は、意見がないものと見なし、事業所単位での派遣可能期間は、以下のとおり延長されものとさせていただきます。

記

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 派遣を受け入れようとする事業所 | 株式会社〇〇商事 宮崎支店 |
| 2 延長しようとする派遣期間 | 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 |
| 3 参考資料 | 派遣労働者数及び無期雇用従業員の推移に関する資料 |

2 派遣可能期間を延長するに当たっては、次に掲げる事項を書面に記載し、事業所単位の抵触日から3年間保存する。

- ① 意見を聴取した過半数労働組合等の名称又は過半数代表者の氏名
- ② 過半数労働組合等に通知した事項及び通知日
- ③ 過半数労働組合等から意見を聴いた日及び当該意見の内容
- ④ 意見を聴いて延長しようとする派遣可能期間を変更したときは、その変更した派遣可能期間

また、上記事項を次のいずれかの方法により、事業所の労働者に周知する。

- ① 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること
- ② 書面を労働者にお交付すること
- ③ 電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスクその他これらの準じる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

<意見聴取を受けて派遣受入期間を変更した場合の書面例>

株式会社〇〇商事 宮崎支店のみなさま

派遣受入期間を設定するにあたり、令和〇年〇月〇日、〇〇商事労働組合委員長（労働者代表者）〇〇〇〇に対して、以下とおりの意見聴取を行いましたので、ご了解願います。

記

- 1 意見を聴取した過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名 〇〇商事労働組合委員長
(過半数代表者氏名)
- 2 過半数労働組合等への通知事項及び通知日
 - (1) 派遣を受けようとする事業所 株式会社〇〇商事 宮崎支店
 - (2) 延長しようとする期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
 - (3) 通知日 令和〇年〇月〇日
- 3 過半数労働組合等から意見を聴いた日及び当該意見の内容
 - (1) 意見聴取日 令和〇年〇月〇日
 - (2) 意見の内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (または別紙回答書のとおり)
- 4 当職から説明した内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 5 意見を聴いて変更した派遣可能期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日
支店長 〇〇 〇〇

3 派遣可能期間を延長したときは、速やかに、労働者派遣をする派遣元事業主に対し、延長後の事業所単位の期間制限に抵触する日を通知する。

<派遣元事業主への通知例>

令和〇年〇月〇日	
(派遣元事業主) 殿	(派遣先事業主)
抵触する日の延長の通知	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 40 条の 2 第 7 項に基づき、事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触する日を下記のとおり通知します。	
記	
延長後の抵触日	令和〇年〇月〇日
事業所名 _____	

4 過半数労働組合等が意見聴取に対して異議を述べたときは、事業所単位の抵触日の前日までに下記事項を説明する。

- ① 延長しようとする期間及びその理由
- ② 過半数労働組合等の異議（常用代替に関する意見に限る）への対応に関する方針

<過半数労働組合等から異議が提示された場合の対応例>

令和〇年〇月〇日	
〇〇商事労働組合委員長（過半数代表者） 殿	
株式会社〇〇商事 宮崎支店	
支店長 〇〇 〇〇	
派遣可能期間の延長についての意見（異議）について	
標記のことについては、先般貴組合（貴殿）から派遣受入期間の短縮を求める意見が提出されましたが、当社としては意見を踏まえ、以下のとおり対応しますので、ご了承ください。	
記	
1 延長期間及び理由	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇〇〇〇〇〇のため）
2 異議への対応に関する方針	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。